

矢巾町商工会 生命共済「独自給付制度」規程

（目 的）

第1条 本制度は、当商工会が会員事業所およびその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「すみれ共済」の一部をなすものである。

（対象者）

第2条 本制度の対象者は「すみれ共済」に加入する当商工会会員事業所の事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

（運営費）

第3条 本制度に係る運営費は「すみれ共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。また、会員事業所は当商工会に対し「すみれ共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

（責任開始日）

第4条 本制度の責任開始日は「すみれ共済」の一部をなす定期保険（団体型）の責任開始日と同一とする。

（保障期間）

第5条 本制度の保障期間は定期保険（団体型）の保険期間と同一とする。

（失 効）

第6条 定期保険（団体型）が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

（給付内容）

第7条 本制度の給付は、見舞金・年祝い金とし、その内容は【別紙1】【別紙2】に定めるとおりとする。

ただし、主契約更新日（毎年2月1日）をまたぐ給付金請求の場合は、翌事業年度の給付対象とする。

（給付手続き）

第8条 対象者は、見舞金および年祝い金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、【別紙1】【別紙2】に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお、給付の申請期限は、支払事由の発生した日より3年以内とする。

(規程の制定・改廃)

第9条 本規程の制定および改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

(給付内容) 第7条

この規程の一部改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(給付内容) 第7条

この規程の一部改正は、令和7年2月1日から施行する。

【別紙 1】 病気入院見舞金給付

1. 給付条件・保障内容

対象者が疾病により 5 日以上入院した場合、下表のとおり病気入院見舞金を支給する。なお、保障期間内（毎年 2 月 1 日から 1 月 31 日までの 1 年間）において 2 回まで請求できる。ただし、保険金・一時金・給付金と重複して給付することはしない。請求期限は、事由発生日より 3 年以内とする。

入院期間・給付内容	加 入 口 数				
	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
5 日以上 14 日まで	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
15 日以上	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円

2. 提出書類

(1) 当会指定請求書

(2) 診断書、領収書等の入院日数が証明できる書類（コピー可）

< 給付できない場合 >

1. 請求期限を超えて請求があった場合。
2. 支払事由発生日が属する月の月額が入金されず、主契約が失効になったとき。
3. 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。
4. 保険契約者・加入者・保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき。

【別紙 2】 年祝い金

1. 支給対象

商工会で定めた年齢に達した対象者に対し、現金 1 万円を支給する。

支給対象年齢は男性 42 歳、女性 33 歳、還暦 60 歳で満年齢とする。

なお、年祝い金の申請には、加入（効力発生日）後 6 ヶ月以上経過していることが必要。
請求期限は、事由発生日より 3 年以内とする。

2. 提出書類

対象者が支給対象年齢を迎えた翌月に商工会より当所指定の支給申請書を郵送する。
必要事項記載のうえ、商工会まで返送すること。

＜給付できない場合＞

1. 請求期限を超えて請求があった場合。
2. 支払事由発生日が属する月の月額が入金されず、主契約が失効になったとき。
3. 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。
4. 保険契約者・加入者・保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき。

以上